

農業共済の共済掛金率の引下げ措置

- 近年、農作物被害が低水準であることから、多くの共済団体に積立金が蓄積されている。
- そこで、平成23年度から、共済団体の保有する積立金の水準に応じて、共済掛金率の引下げを行うことにより、農家負担を軽減しつつ、国庫負担の軽減を図っている。

積立金の水準	引下げ幅
判定水準の5倍以上	4/5カット
判定水準の3～5倍	2/3カット
判定水準の2～3倍	1/2カット
判定水準の1.5～2倍	1/3カット
判定水準の1.25～1.5倍	1/5カット
判定水準の1.25倍未満	カットは行わない

- (注1) 判定水準は、共済団体の最大不足額(共済団体が責任を持って最大限支払わなければならない金額)の6年分に相当する金額である。
- (注2) 判定水準を割り込んでいる場合は、安全率を付加する。
- (注3) 掛金率引下げ後の積立金の水準が判定水準を割り込む場合は、引下げ幅を1段階下げる。

共済掛金率の引下げ措置の対象組合等数

積立金の水準 〔判定水準の 倍数〕	引下げ幅	農作物共済
		麦
5以上	4/5 カット	41
3～5	2/3 カット	8
2～3	1/2 カット	12
1. 5～2	1/3 カット	6
1. 25～1. 5	1/5 カット	4
1～1. 25	カットは 行わない	8
1未満		25
計		104

(備考) 対象組合等数は現時点(5月30日現在)のものであり、平成30年6月(予定)に告示する料率の対象組合等数とは異なる場合がある。